

IASB 公開草案「金利指標改革(IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案)」の解説

えんどう かずと
遠藤 和人
ASBJ 専門研究員

I. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2019 年 5 月 3 日に、公開草案「金利指標改革 (IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案)」(以下「本公開草案」という。)を公表した(コメント期限は 2019 年 6 月 17 日)。本稿では、本公開草案が公表された背景及び概要について解説する。なお、本文の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添えておく。

II. 本公開草案の背景

IBOR¹ などの銀行間取引金利指標は、国際金融市場において重要な役割を果たしており、これらの金利指標は膨大な金額で取引される多様な金融商品の指標となっている。しかし、いくつかの金利指標については一部の金融機関による市場操作が行われ、これによって金利指標に対する信頼性と頑健性が損なわれた。このこ

とを背景に、G20 からの依頼を受けた金融安定理事会 (FSB) は、いくつかの主要な金利指標を改革する提言を示した報告書を公表した²。それ以来、多くの法域では、当局がその提言を導入するための改革に取り組んでおり、一部の法域では、既存の金利指標を、ほぼリスク・フリーの代替的な金利(代替金利)に置き換える方向で検討が進められている。本公開草案では、金利指標改革とは、IBOR などの既存の金利指標を FSB の提言に基づいた代替金利に市場全体で置き換えること(改革)を指している。

IASB は、一部の金利指標の長期的な存続可能性に関する不確実性の水準が高まっていることに留意し、2018 年に、金利指標改革が財務報告に与える影響を検討するプロジェクトをアジェンダに追加することを決定した。IASB は利害関係者へのアウトリーチに基づき、財務報告に影響を与える可能性のある論点を以下の 2 つのグループに分類した。

- (1) 既存の金利指標を代替金利に置き換える前の期間における財務報告に影響を与える論点

1 LIBOR、EURIBOR、TIBOR などのインターバンク市場における調達金利の総称として用いられている。

2 報告書「主要な金利指標の改革」は 2014 年 7 月に公表された。この報告書は下記より入手できる。http://www.fsb.org/wp-content/uploads/r_140722.pdf

(置換前の論点)

- (2) 既存の金利指標を代替金利に置き換える時に財務報告に影響を与える可能性のある論点
(置換時の論点)

本公開草案は、(1)の論点のみ扱っており、(2)の論点についてはより広範囲の論点が様々な時期に発生する可能性に留意し、金利指標改革の進展をモニターし、より多くの情報が利用可能となった時点で、金利指標の置換えが財務報告に与える潜在的な影響を評価し、何らかの対応を取るべきかどうか、またその場合にどのような対応を取るべきかを決定する予定としている。

Ⅲ. 本公開草案の概要

本公開草案では、IFRS 第9号「金融商品」(以下「IFRS 第9号」という。)及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」(以下「IAS第39号」という。)のヘッジ会計に関する章において、以下の内容に関するセクションを「特定のヘッジ会計に関する要求事項の適用の一時的な例外」として追加している。これらの例外規定は、金利指標改革の影響を受ける金利リスクのヘッジ関係のみに適用され、その適用は強制される。なお、以下ではIFRS第9号の修正案に基づく表記をしているが、IAS第39号の修正案も実質的に同じ内容となっている。

- (1) キャッシュ・フロー・ヘッジについての可能性が非常に高いという要求
- (2) キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の金額の純損益への振替
- (3) ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係の評価
- (4) ある項目の構成要素をヘッジ対象に指定
- (5) 適用の終了
- (6) 開示

(キャッシュ・フロー・ヘッジについての可能性が非常に高いという要求)

IFRS 第9号及びIAS第39号は、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて予定取引をヘッジ対象とする場合には、当該取引の発生可能性が非常に高くなければならないことを要求している (IFRS 第9号第6.3.3項、IAS第39号第88項(c))。金利指標改革に伴う不確実性を考慮すると、企業は将来のいずれかの時点で、ヘッジされているIBORに基づく将来キャッシュ・フローが発生すると見込まれなくなったと判断をすることになる可能性がある。この場合、ヘッジ関係の適格要件を満たさなくなり、ヘッジ会計の中止が求められる。

しかし、金利指標改革については、代替金利がどのようなもので、置換がいつ行われるのかについて本公開草案公表時点においては決定されておらず、ヘッジ対象及びヘッジ手段の将来キャッシュ・フローの時期及び金額についての不確実性が存在することになる。IASBは、改革の経済的な影響が判明する前のこうした不確実性だけのために、それがなければヘッジ会計が適格となるヘッジ関係について企業がヘッジ会計を中止の処理をすることは、財務諸表利用者には有用な情報を提供するものではないとしている。

したがって、ヘッジ対象が予定取引 (又はその構成要素) である場合には、企業は、当該予定取引の可能性が非常に高いかどうかを、ヘッジされているキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されないと仮定して、判定しなければならないものと提案されている。

(キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の金額の純損益への振替)

予定取引に関する将来キャッシュ・フローの発生可能性がもはや非常に高いとはいえずヘッ

ジ会計を中止した場合の会計処理は、その後のキャッシュ・フローの発生可能性に応じて以下のとおり定められている（IFRS第9号第6.5.12項、IAS第39号第101項(c)）。

- (1) ヘッジされたキャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、当該金額を引き続きキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に残さなければならない。
- (2) ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、当該金額をキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から純損益に、直ちに組替調整額として振り替えるなければならない。

本公開草案では、上記(2)に該当するかどうかを判定するために、企業は、ヘッジされているキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が金利指標改革の結果として変更されないと仮定しなければならないものと提案されている。

（ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係の評価）

IFRS第9号では、ヘッジ関係がヘッジ会計上適格となるのは、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係がある場合のみとされている（IFRS第9号第6.4.1項(c)(i)）。また、IAS第39号においても、ヘッジが非常に有効であると見込まれる場合のみとされている（IAS第39号第88項(b)）。これらはいずれも、将来に向かつての評価を要求している。金利指標改革に伴う不確実性を考慮すると、将来のどこかの時点で、これらのヘッジ会計の適格要件を企業が立証できなくなるという可能性がある。この場合、ヘッジ関係の適格要件を満たさなくなり、ヘッジ会計の中止が求められる。

しかし、前述の予定取引の発生可能性に関する例外規定と同様に、このような金利指標改革の不確実性に伴いヘッジ会計を中止の処理をす

ることは、財務諸表利用者に有用な情報を提供するものではないとされている。

したがって、企業は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標、あるいはヘッジ手段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されないと仮定しなければならない、と提案されている。

（ある項目の構成要素をヘッジ対象に指定）

IFRS第9号及びIAS第39号は、ヘッジ対象として特定のリスク要素を指定することを認めている。この場合、対象となるリスク要素が独立に識別可能であることが要求される（IFRS第9号第6.3.7項(a)、IAS第39号第81項）。また、どのリスク要素がヘッジ対象としての指定に適格であるのかを識別する際に、企業は、このようなリスク要素を、そのリスクが関連してヘッジ活動が行われている特定の市場構造の文脈において、関連する事実及び状況の評価をリスクや市場ごとに行うこととされている。現行のIFRS第9号及びIAS第39号においては、ベンチマーク金利の変動に起因する公正価値変動についてヘッジされている固定金利の金融商品については、通常、独立に識別可能な構成要素でありヘッジ対象として適格な例として挙げられている（IFRS第9号B6.3.10項(d)、IAS第39号AG99F項(a)）。

しかし、金利指標改革が金利指標の市場構造に影響を与える場合、リスク要素が独立に識別可能かどうかの企業の判断に影響を与える可能性がある。IASBは、前述の理由と同様に、金利指標改革から生じる不確実性を理由として、現段階でのヘッジ関係の終了は有用な情報を提供しないとしている。

したがって、金利指標改革の影響を受ける金利リスクのベンチマーク要素のヘッジについて、リスク要素が独立して識別可能であること

を、ヘッジ関係の開始時のみに適用しなければならぬと提案されている。

なお、本例外は契約上明示されていないリスク要素のみを考慮しているとされている。契約上明示されているリスク要素については、本論点は生じないためである。

(適用の終了)

本公開草案は、金利指標改革に伴う不確実性に起因する財務報告への影響を考慮して提案されたものである。したがって、本公開草案で提案されている例外は、こうした不確実性が存在する間のみ利用可能とすることが意図されている。しかし、本公開草案では、金利指標改革は市場及び法域ごとにスケジュールが異なる可能性が高いため、具体的な終了日を提案することは困難であるとされている。

したがって、次のいずれか早い方の時点で将来に向かって本公開草案による例外規定の適用を終了しなければならないと提案されている。

- (1) 金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくヘッジ対象又はヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期及び金額に関して存在しなくなったとき
- (2) ヘッジ対象又はヘッジ手段がその一部となっているヘッジ関係が終了したとき

なお、本公開草案の「結論の根拠」において、「ある項目の構成要素をヘッジ対象に指定」に関する適用の終了は、上記(2)の場合のみとされている。これは、契約上明示されていないリスク要素は、その定義上、契約に明記されていないため、金利指標改革において必ずしも当該契約は変更されない可能性があるため、適用の終了を契約の変更と結び付けると IASB の意図が達成されないためだとされている。

(開示)

この開示の目的は、財務諸表の利用者に企業がどの程度例外を適用しているかについての情報を提供することにあるとされている。企業は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 24A 項(a)、(c)及び(d)、第 24B 項(a)(i)、(ii)及び(iv)並びに第 24B 項(b)で要求されている情報を区分して開示しなければならないと提案されている。

(発効日及び経過措置)

本公開草案が最終化された後、これらの修正を 2020 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から遡及適用され、早期適用も認められることが提案されている。